特集

所得税 住民税 の 申告

2/16～3/16（土・日を除く）は 申告・相談受付期間

※市で行う申告相談会場は、中央公民館1階講堂および農村環境改善センターいずみの里です

所得税の申告が必要な方

①平成26年分の各種所得金額の合計が配偶者控除・扶養控除・基礎控除・そのほかの所得控除の合計額を超える次のような方
- 商売をしている方（商工業・農業・自由業等の事業から生ずる収入のある方）
- 土地・建物などの賃貸料や権利金等の収入のある方
- 土地や建物などを売った方

②給与収入がある次の方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与以外の所得が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受けている方

③平成26年の途中で退職した後、就職をせず、年末調整を受けなかった方

▲申告会場は混み合うことがありますので余裕を持ってお越しください

還付申告をする方

給与所得者のうち、年末調整により納税が完了していて、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。

※年末調整ですでに控除されている場合は除きます

①マイホームを10年以上のローンで取得した場合（住宅借入金等特別控除）

②多額の医療費を支払った場合（医療費控除）

③災害や盗難にあった場合（雑損控除）

また、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告書の提出を要しない方であっても、所得税の還付を受ける場合は確定申告書の提出が必要となります。

白色申告の方も収支内訳書の添付を

白色申告をする方の中で、事業所得（営業・農業）および不動産所得のある方は、平成26年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。

申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成してください。

問税務課市民税班
☎(70)0321

申告に必要なもの

①印かん
②給与・年金所得者は源泉徴収票（原本）
③事業（営業・農業）所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書
④医療費控除を受ける方は、医療費などの領収書、保険金などで補てんされた場合はその金額の分かるもの
⑤国民健康保険・国民年金・介護保険・任意継続社会保険の支払いのある方は領収書
※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要となります
⑥生命保険料・地震保険料などがある方は保険料控除証明書
⑦寄附金控除のある方は証明書
⑧平成26年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書（写し）・金融機関の年末残高等証明書、計算明細書（税務署・市税務課にあります）など
⑨障害者控除を受ける場合は障害者手帳など
⑩金融機関の口座番号の分かるもの